

富里市国土強靱化地域計画



千葉県富里市

令和4年4月

令和3年2月：策定



～ は じ め に ～

本市は平成14年4月1日に市制を施行し、富里固有の自然や歴史を守り育てながら「人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと」の将来像の実現に向け、様々な行政施策を展開し発展してまいりました。

近年の富里市を取り巻く環境は、本格的な少子・高齢社会の到来、経済の低迷、地方分権の進展、価値観やライフスタイルの多様化、環境問題への対応など急速に変化しております。

このような時代背景の中で、本市が直面する様々な課題を乗り越えていくため、自らのまちは自らの判断と責任において守り、そして発展させていくことが求められております。



これからのまちづくりを進めるに当たり、災害の側面から考えると、毎年、自然災害により多くの人命が失われ、本市でも平成23年の東日本大震災、平成25年の台風第26号、令和元年房総半島台風などで大きな被害を受けたところでございます。

我々人間は、自然災害の発生そのものを防ぐことはできません。

しかしながら、行政と市民、民間事業者が連携して災害に備え、事前の準備や対策に取り組むことにより被害の軽減、被災からの早期復旧が可能となります。

富里市国土強靱化地域計画は、様々な災害被害を想定し、本市のリスクに対して事前に備えるべき目標を定め、災害に負けない強靱な富里市を作り上げるための計画となります。

また、本計画は、国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために、アドバイザーとして包括連携協定を締結しております日本大学危機管理学部から学術的な観点からの貴重な御意見、リスクマネジメント等の御指導をいただきながら策定をしてまいりました。

今後、本市に大規模自然災害が発生した際にも機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能となるよう、本計画に基づき災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

令和3年2月

富里市長 五十嵐 博文

～ 目 次 ～

第1章 総論	3
1 計画策定の趣旨	3
2 本市の地域特性	3
(1) 位置及び概況	3
(2) 地形・地質	4
(3) 人口・世帯数の推移	6
(4) 市内外への就業・通学者数	7
(5) 建物	8
(6) 道路交通	9
(7) 土地利用	10
(8) ライフライン	11
3 目指すべき姿	12
4 計画期間及び位置付けと構成	13
(1) 計画の期間	13
(2) 計画の位置付け	13
(3) 地域防災計画との相違点	14
(4) 計画の構成	15
5 基本目標	16
6 事前に備えるべき目標	16
第2章 脆弱性評価	17
1 想定するリスク	17
(1) 地震	17
(2) 風水害等	22
(3) 土砂災害想定	22
(4) 浸水被害想定	24
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	28
3 施策分野の決定	30
(1) 個別施策分野	30
(2) 横断的分野	30
4 脆弱性評価結果	30
(1) 施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ	30
(2) 代替性・冗長性等の確保	30
(3) 国・県・民間等との連携	30



～ 目 次 ～

第3章 強靱化の推進方針	31
プログラムごとの推進方針	31
1 直接死を最大限防ぐ	31
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	36
3 必要不可欠な行政機能は確保する	41
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	43
5 経済活動を機能不全に陥らせない	45
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	47
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	50
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	53
計画目標と推進に向けた関係府省庁による支援策	55
第4章 計画の推進と進捗管理	57
1 施策の重点化	57
2 進捗状況の把握	58
3 計画の見直し	58
4 関係機関との連携	58
5 市民・企業との協議	58



第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び令和元年房総半島台風において、大きな被害を受けたところである。今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。また、近年、気候変動に伴い、台風被害や豪雨被害が頻発するなど、災害は複合多岐にわたっている。

平成25年12月11日に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

本計画は、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な富里市を作り上げるために、千葉県、民間事業者、市民等、各主体の参画・連携のもと、本市の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、策定するものである。

2 本市の地域特性

（1）位置及び概況

本市は、千葉県北部の下総台地の中央に位置し（市役所の位置は北緯35度43分24秒、東経140度20分46秒）、東西約10km、南北約11km、面積は53.88km²を有する。東京都心からは、東に50～60km圏、成田空港からは西に4kmのところに位置しており、北は成田市、西は酒々井町、南は八街市、山武市、東は芝山町に接している。

江戸時代から明治初期にかけては、広大な山林原野が広がり、山栗の産出や製炭業、稲作が主な産業であった。本市の中央部や東部に広がる原野は「佐倉七牧」に数えられる「内野牧」（七栄）、「高野牧」（十倉）と呼ばれ、馬の放牧が行われていた。

江戸時代は佐倉藩領であったが、明治4年の廃藩置県後は佐倉県、印旛県と所管が変わったが、明治17年には「連合戸長役場制」が実施され、七栄村他12か村が連合し、明治22年の町村制の施行によりこの13の村が集まり「十三の里（村）」から富里村が誕生した。明治に入り、国策による開墾や明治21年の宮内省下総御料牧場の建設等により、農村地域として発展した。

明治期の主な作物としては、米、麦、小豆、茶、その他特産物として「佐倉炭」を産出し、大正期には米、麦、サツマイモ、落花生など、そして昭和に入ると落花生、さといも、すいか、ごぼう、にんじんなどが盛んに栽培され、なかでも、すいかについては、昭和8年に千葉県立農業試験場で「都一号」を作出したことから、富里でもすいか栽培を取り入れ、昭和



11年には皇室へ献上した。以降、「富里スイカ」の名は全国に広まり、全国でも有数の出荷量を誇る。

また、戦後には、戦災者、復員軍人、外地引上げ者等による開拓も進められた。富里の主要産業である農業はここから長期にわたり豊かな農村として発展した。

その後、昭和 41 年の成田空港建設決定や昭和 46 年の東関東自動車道富里インターチェンジの開通、そして昭和 53 年の成田空港の開港により著しい都市化が進展する。このような状況の中、昭和 58 年には人口は 3 万人を超え、昭和 60 年 4 月 1 日に町制を施行、更に人口 5 万人を突破したことにより平成 14 年 4 月 1 日に市制が施行された。

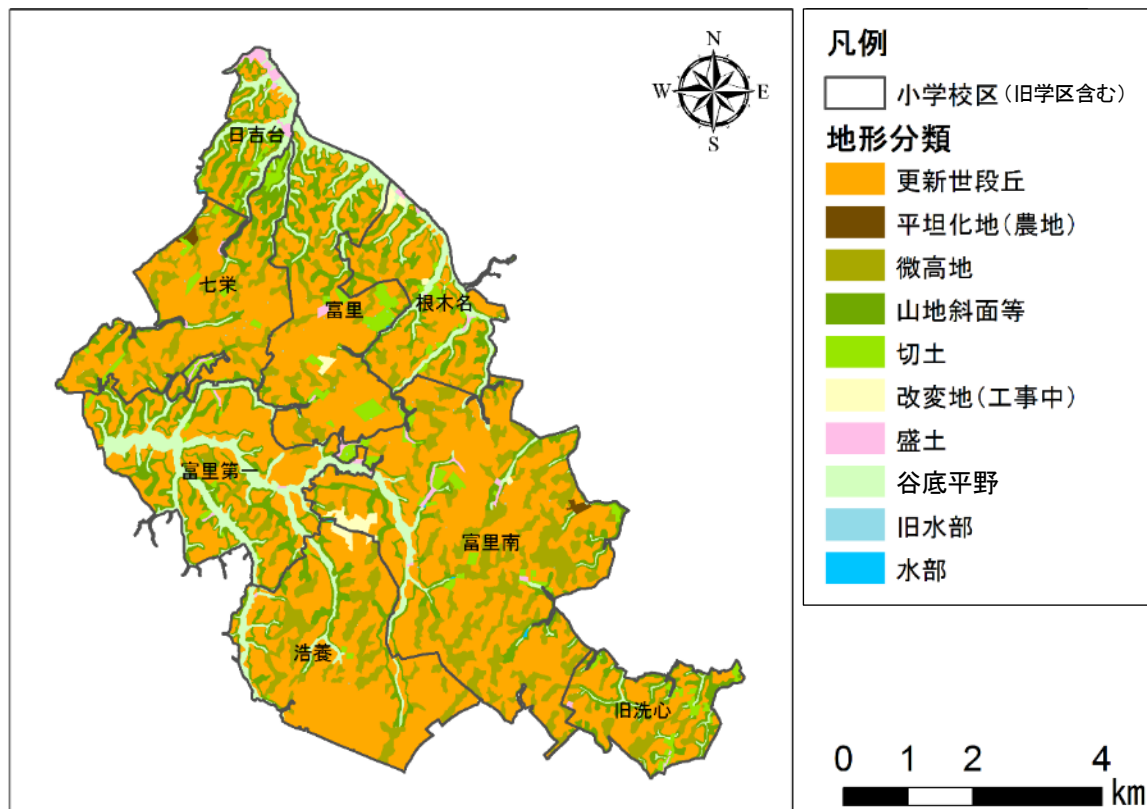
（２）地形・地質

本市は、下総台地の高台地域にあり、高崎川、根木名川の源をなし、肥沃な農地や自然環境に恵まれている。台地面の標高は 35～45m で、一面に平坦な地形である。その台地面を水流が浸蝕した跡が 5～20m の深さの谷となっており、いわゆる「谷津田」といわれる低地を形成する。台地面は畑や山林に、谷津田は水田として利用されている。

台地の表土は、黒い腐植土からなる。腐植土は 1 m 程度の厚さを有し、その下位にはおおむね赤褐色の関東ローム層が存在する。関東ローム層は、関東周辺の火山からの火山灰が堆積し形成され、長い年月の間に火山灰が粘土のようになっている。更にその下位には、常総粘土層、成田層がある。成田層は、砂や砂利から形成され、貝殻の化石や生物の生活の痕跡が認められる。

一方、低地は、ボーリング調査によると未固結の砂質土や粘性土が堆積している。

■富里市の地形



「富里市防災アセスメント調査」(平成 30 年 3 月) より



年降水量は、県内の南部丘陵地域では、2,000mmを超えるが、本市を含む北部は、それ以下になる傾向がある。本市では、年降水量の最大値は、平成18年の1,814mm、最小値は平成17年の1,223mmを観測している。

近年、集中豪雨及び局地的大雨が頻繁に発生する傾向にある。本市における、日降水量の最大値は、令和元年10月25日の大雨による217.0mm、10分間降水量の最大値は、平成27年8月14日に発生した集中豪雨による19.5mm、1時間降水量の最大値は、平成20年8月5日に発生した集中豪雨による72.0mmが観測されている。

気温については、県内の海岸沿いは温まりにくく冷めにくい海水の熱容量の影響で低くなり、内陸部では高くなる傾向にある。日最高気温の最高値は、平成16年7月20日に記録した38.4℃、日最低気温の最低値は、平成25年2月25日に記録した-8.9℃を観測しており、比較的高い気温の傾向がある。

風速については、県内の海岸沿いや市を含む内陸部の北部は、強い風速の傾向がある。市では、日最大風向・風速の最大値及び日最大瞬間風向・風速の最大値として、令和元年房総半島台風により記録した南南東の風29.6m/s及び45.8m/sを観測し、これにより農作物やビニールハウス等に大きな被害を受けている。

また、近年、本市に対して大きな被害をもたらした災害は、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で、市役所の計測震度計は震度5弱を観測した。その他、平成20年8月5日の局地的大雨、平成25年10月16日の台風第26号による集中豪雨、平成27年8月14日の局地的大雨により内水氾濫が発生した。なお、市の最も近い気象観測所である成田観測所において観測された降水量、気温及び風向風速の観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス成田観測所】観測史上1～5位の値年間を通じての値 ※成田観測所（成田市古込字込前（成田航空地方気象台））

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)	215.5 2013/10/16	193.0 2019/10/25	190 2006/10/6	183 2004/10/9	150 1977/9/19	1976/1 2020/8
日最大10分間 降水量(mm)	21.0 2019/10/25	19.5 2015/8/14	19.0 2013/8/21	18.5 2015/9/6	16.5 2014/6/24	2009/1 2020/8
日最大1時間 降水量(mm)	72.0 2008/8/5	56.5 2016/8/17	56.5 2016/8/16	55.5 2010/11/1	52.5 2013/8/21	1976/1 2020/8
年降水量の 多い方から(mm)	1,814 2006	1,716.0 2019	1,690.5 2010	1,663.0 2008	1,652 2004	1976年 2019年
年降水量の 少ない方から(mm)	1,223 2005	1,238 2007	1,290.0 2018	1,326.5 2015	1,343 1976	1976年 2019年
日最高気温の 高い方から(℃)	38.4 2004/7/20	36.9 2013/8/11	36.8 2015/8/6	36.7 2018/8/26	36.6 2007/8/16	2003/1 2020/8
日最低気温の 低い方から(℃)	-8.9 2013/2/25	-8.9 2003/1/16	-8.5 2012/2/3	-8.4 2012/12/27	-8.4 2012/1/31	2003/1 2020/8
日最大風速 ・風向(m/s)	29.6 南南東 2019/9/9	23.7 南東 2016/8/22	23.5 北北西 2013/10/16	21 南南西 2004/12/5	19.2 南南東 2011/9/21	2003/1 2020/8
日最大瞬間 風速・風向 m/s	45.8 南南東 2019/9/9	36.0 南東 2016/8/22	32.9 南 2018/10/1	30.9 南東 2019/10/12	30.9 南南東 2017/10/23	2009/1 2020/8

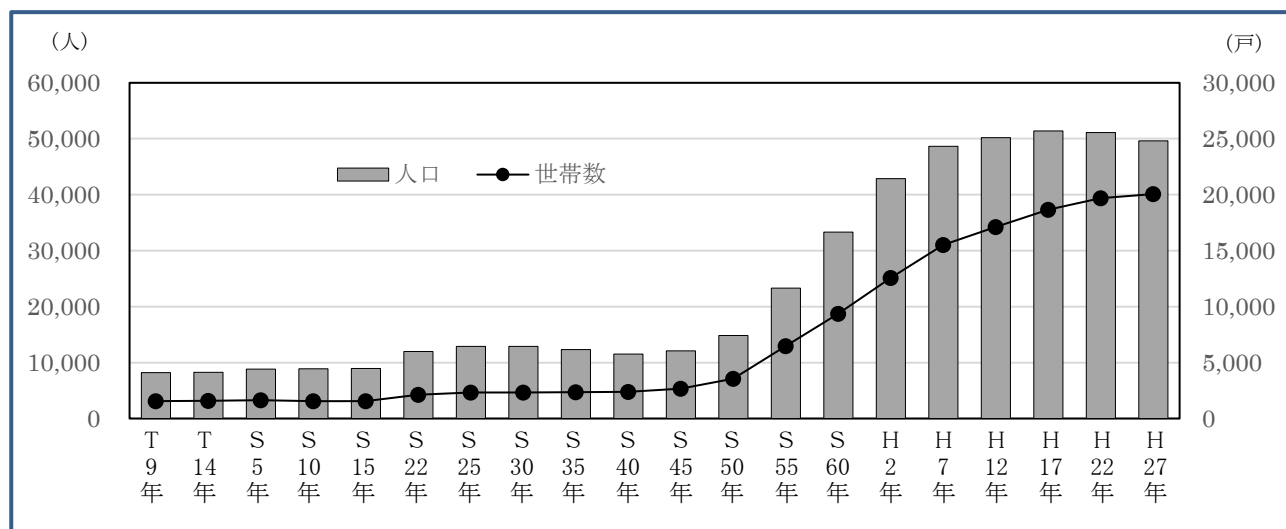
「銚子地方気象台ホームページ」（令和2年8月）より



（３）人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、次のとおりである。本市の人口と世帯数は、東関東自動車道の開通（昭和46年）、成田空港の開港（昭和53年）に伴い、空港の隣接地としての宅地化、工業化の進展とともに、昭和45年の12,116人、2,675戸が、平成17年には51,370人、18,652戸まで増加し、その後人口は横ばい傾向を、世帯数は増加傾向を示し、平成27年には49,636人、20,057戸となっている。

■人口と世帯数の推移

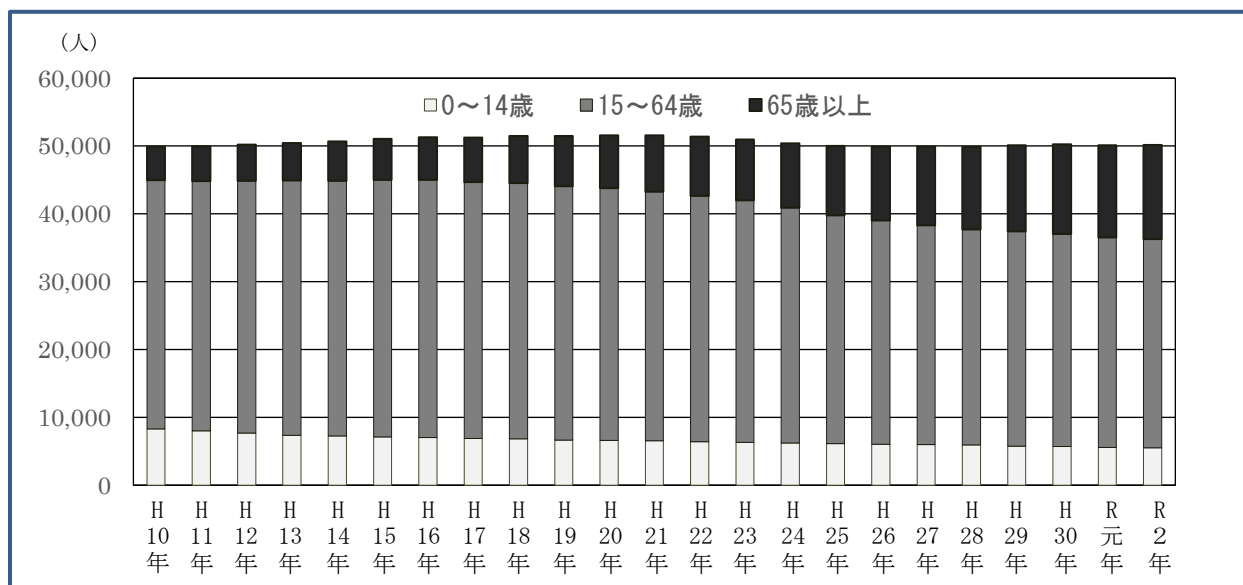


「国勢調査報告」（平成 27 年 10 月、総務省）より

年齢別人口

本市の年齢別人口は、次のとおりである。

■年齢別人口の推移



※平成 25 年以前は、外国人登録人口と住民基本台帳の合計値 「住民基本台帳」（各年の3月末現在）より



（４）市内外への就業・通学者数

首都圏において昼間の時間帯に大規模な地震が発生した場合、本市から市外へ従業・通学する者は、就業及び通学の場所で帰宅困難になる可能性があり、同様に、市外から本市に従業・通学する者は、本市において滞留者になる可能性がある。

（４）－１ 市から市外への就業・通学者数

本市から市外への就業者及び通学者の総数は 16,055 人で、うち県内が 14,158 人、県外へは 1,722 人である。県内市町村のうち、最も多いのは成田市で 6,850 人、以下順に千葉市の 1,177 人、佐倉市の 1,069 人となっている。県外に従業・通学する者の場合、その多くが都内への就業者及び通学者で 1,375 人である。

■本市から市外への就業・通学者数（15 歳以上）

[単位：人]

区 分	計	就業者	通学者
富里市に常住する就業者・通学者	26,975	24,939	2,036
富里市で従業・通学	10,159	9,630	529
他市区町村で従業・通学	16,055	14,592	1,463
県 内	14,158	13,005	1,153
成田市	6,850	6,614	236
千葉市	1,177	974	203
佐倉市	1,069	974	95
芝山町	842	841	1
八街市	841	727	114
酒々井町	458	402	56
船橋市	298	262	36
八千代市	257	185	72
その他	2,366	2,026	340
県 外	1,722	1,424	298
東京都	1,375	1,126	249
茨城県	153	147	6
その他	194	151	43

「国勢調査報告」（平成 27 年 10 月、総務省）より

※従業・通学数については、一部未回答のものがある



（４）－２ 市外から市への就業・通学者数

市外から本市への就業者及び通学者の総数は 8,882 人で、うち県内からが 8,531 人、県外からは 351 人となっている。

県内から本市への就業者及び通学者のうち、最も多いのは成田市からで 2,517 人、以下順に八街市の 1,629 人、山武市の 596 人、佐倉市の 553 人となっている。

■市外から本市への就業・通学者数（15 歳以上）

[単位：人]

区 分	計	就業者	通学者
富里市で従業・通学する者	19,977	18,941	1,036
富里市に常住	10,159	9,630	529
他市区町村に常住	8,882	8,431	451
県 内	8,531	8,086	445
成田市	2,517	2,273	244
八街市	1,629	1,550	79
山武市	596	592	4
佐倉市	553	548	5
酒々井町	425	408	17
千葉市	310	308	2
香取市	281	271	10
芝山町	264	238	26
多古町	245	223	22
その他	1,711	1,675	36
県 外	351	345	6

「国勢調査報告」（平成 27 年 10 月、総務省）より

※従業・通学数については、一部未回答のものがある

（５）建物

建築基準法は、十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に、昭和 46 年に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し改正された。さらに、耐震設計法は、宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓に、昭和 56 年に抜本的に見直され、震度 6 強から震度 7 程度の揺れに対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標として耐震設計基準が大幅に改正された。

新耐震基準の有効性は、平成 7 年に発生し震度 7 を記録した阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、昭和 56 年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。



平成 7 年以降、耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人々が利用する特定建築物の耐震化が進められている。その後、新耐震基準は、平成 12 年に部材接合部の金具や壁のバランスよい配置等に関する規定を追加し、新・新耐震基準として見直された。

平成 28 年熊本地震では、同一地震、同一地域で震度 7 の揺れを 2 回記録し、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊した。新・新耐震基準は、震度 6 強から震度 7 の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに 2 度襲われることは想定されていなかったこともあり、国土交通省は、平成 28 年熊本地震を教訓に、建築基準の在り方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策の見直しを進めている。

住宅・土地統計調査（平成 30 年、総務省）による市の住宅戸数は、全部で 20,330 戸（建築の時期「不詳」を含む。）あり、昭和 55 年以前に建築された住宅は 4,010 戸で全体の約 19.7%を占めている。なかでも昭和 45 年以前に建築された住宅は 1,020 戸で全体の約 5.0%となっている。

市の住宅について、建築時期別、住宅の種類別、構造別に集計した結果は、次のとおりである。

なお、耐震性能不足が懸念される建物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものである。

■建築時期別、住宅の種類別、構造別住宅数

[単位：戸]

建築時期	総 数	住宅の種類		構 造				
		専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	RC・SRC	鉄骨造	その他
昭和 45 年以前	1,020	990	30	740	260	10	10	—
昭和 46 年～55 年	2,990	2,960	30	1,480	940	530	30	—
昭和 56 年～平成 2 年	4,340	4,290	50	1,560	2,420	250	120	—
平成 3 年～ 12 年	3,290	3,230	60	990	1,700	190	410	—
平成 13 年～22 年	3,070	3,040	30	660	1,460	420	540	—
平成 23 年～27 年	1,730	1,720	10	310	1,180	20	220	—
平成 28 年～30 年 9 月	600	580	20	90	240	170	100	—
合 計 ※	20,330	20,070	260	6,550	9,370	2,270	2,130	—

※建築の時期「不詳」を含む。

「富里市耐震改修促進計画」（令和 2 年 3 月）より

（6）道路交通

（6）－ 1 道路網

市内の道路網は、酒々井町と芝山町を結ぶ国道 296 号が東西を横断し、成田市と八街市を結ぶ国道 409 号が南北を縦貫する国道のほか、一般県道や主要地方道により周辺市街地への接続が図られている。また、本市の北西部には東関東自動車道が供用されており、国道 409 号に開設されている富里 I C から東京、茨城、成田空港方面へのアクセスに加えて、平成 25 年には酒々井 I C が新たに開設され、翌年 4 月には市道 01-008 号線が開通したことにより、市街地を迂回して国道 409 号、更に国道 296 号まで接続され、道路網の向上が図られた。これにより、これまで市街地や富里 I C 付近での慢性的な渋滞が大幅に緩和されている。



（６）－２ 交通

市内には鉄道駅が無く、市内の公共交通は、高速バスと路線バス、これを補完する交通機関として富里市循環バスとデマンド交通が運行している。

高速バスは、３路線がいずれも富里バスターミナルを經由し、東京～富里・匝瑳間、東京ディズニーリゾート～京成成田駅間、京都・大阪～成田・銚子間を運行している。

路線バスは、千葉交通株式会社により京成成田駅及び八街駅を起点として市内各所を運行している。

富里市循環バスは、市のコミュニティバスで市役所から京成酒々井駅と市役所から富里バスターミナルまでを運行し、「さとバス」の愛称が付いている。

デマンド交通は、市内在住者を対象に、３路線運行している。全路線とも富里バスターミナルで東京駅直通の高速バスに接続している。

（７）土地利用

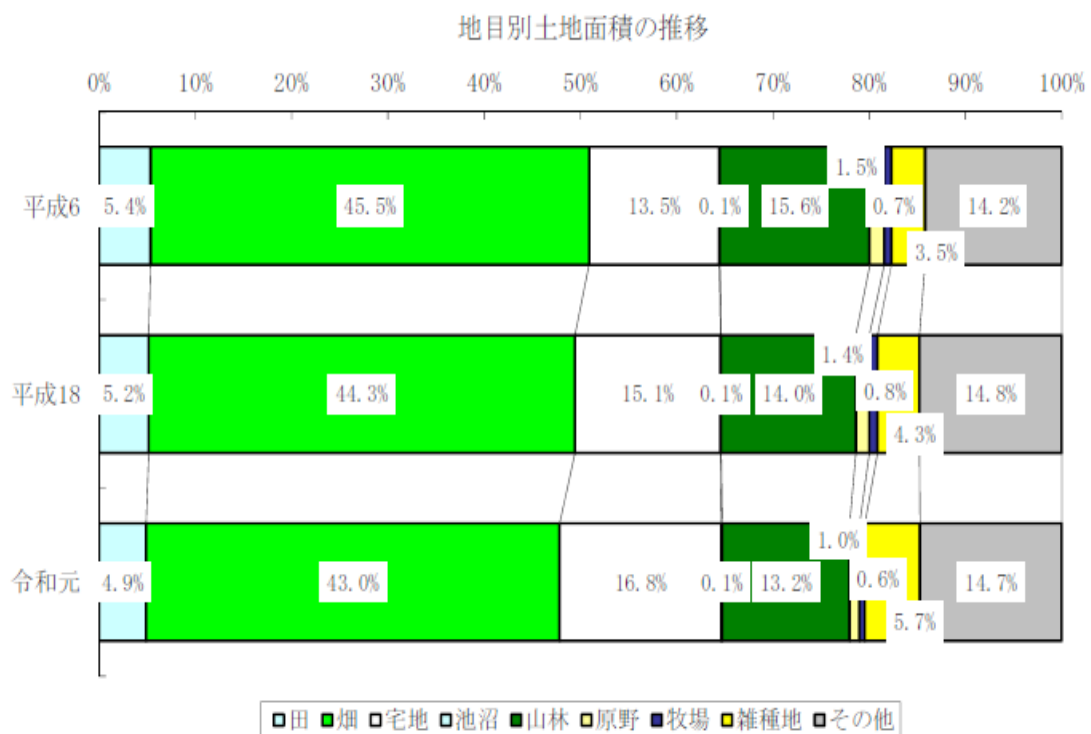
本市の土地利用は、日吉台、美沢地区の全域、日吉倉、七栄及び御料の各一部に市街地が形成され、市の南部、北西部を中心にまとまった農地、樹林地が形成されている。

市の土地利用を地目別面積の割合で見ると、畑が 43.0%と最も大きく、次が宅地で 16.8%、以下順に山林の 13.2%、雑種地の 5.7%、田の 4.9%となっており、農地が全体の 47.9%を占めている。

平成 5 年から令和元年までの地目別面積の変化を見ると、田、畑及び山林が減少し、宅地及び雑種地が増加している。

■地目別面積の推移

[平成 31 年 1 月 1 日現在]



「富里市統計書」（令和 2 年 7 月）より



（８）ライフライン

本市のライフラインは、「富里市統計書」（令和２年７月）によると、上水道の普及率が80.1%（令和元年度）、下水道の人口普及率が62.9%（令和元年度）、水洗化率が96.3%（令和元年度）となっている。

また、ガスは東京ガス株式会社・日本瓦斯株式会社及びプロパンガス、電力は東京電力パワーグリッド株式会社等により供給されている。

その他、現代の社会基盤としてライフライン化されているものには、電気、ガス、水道以外にも「通信」が極めて重要であり、災害時に重要な役割を担う本市の防災行政無線は、平成28年度をもって親局・屋外子局共にデジタル化が完了している。

今後は、5G（第5世代移動通信システム）環境下における情報伝達手段の研究・開発、ケーブルテレビやコミュニティFMなどのメディアも重要な社会インフラとなることが想定される。



3 目指すべき姿

本計画によって、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧復興を可能にすることに加え、国全体の強靱化に積極的に貢献していくとともに、経済活動のみならず、教育、文化芸術活動等、幅広い分野の強靱化を推進することにより、本市の持続的成長を促進する。

また、本計画を持続的に成長させることで、国際連合が掲げる国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成にも貢献するものとする。

※…SDGsとは

SDGsは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにて、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030 年を年限とする 17 のゴール（目標）、169 のターゲット、232 の指標が定められています。

開発途上国だけでなく先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでいます。

SDGsは、世界共通の目指すべき姿に向けて各国で取り組まれているグローバルな考え方ですが、自治体における SDGs の達成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と軌（みちすじ）を一つにするものです。

SDGsの考え方を取り入れることで、地域課題解決の加速化や、政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組がより一層充実・深化することが期待されています。



4 計画期間及び位置付けと構成

（１）計画の期間

富里市国土強靱化地域計画の計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５か年計画とする。

なお、国の基本計画の見直し時期等と整合を図るため、プログラムの進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえつつ、計画期間に関わらず計画の見直しを行うものとする。

（２）計画の位置付け

富里市国土強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づいて策定する市地域計画であり本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、市政の基本方針である富里市総合計画（以下「総合計画」という。）と整合を図りつつ、災害対策基本法に基づき、富里市防災会議が作成する富里市地域防災計画等の分野別計画に反映させるため策定するものである。

市地域計画の対象区域は、富里市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとする。



（３）地域防災計画との相違点

富里市国土強靱化地域計画と富里市地域防災計画の相違点は、「富里市地域防災計画」が、防災・減災に取り組み、被害の発生を未然に防止し又は最小限に止めるための「予防策」や、発災時の「災害応急対策」、発災後の「復旧・復興」の体制等を定めた災害対応の要となる計画であることに対し、「富里市国土強靱化地域計画」は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、富里市を更に災害等に対し強靱な都市とするため、公共施設の保全・更新や、地域における見守り活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置付けた、強靱な都市づくりの方向性を示す計画である。

■計画の主な相違点について

	富里市国土強靱化地域計画	富里市地域防災計画
特 徴	富里を強靱な都市とするための、平時からの取組を幅広く位置付けた、都市づくりの方向性を示す計画	災害予防等も含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画
対 象 の リ ス ク	地震、地震火災、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	・ 地震 ・ 風水害 ・ 大規模事故の災害
根 拠 法 令	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (平成 25 年法律第 95 号)	災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)



(4) 計画の構成

本計画は、国が示す国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に構成した。

また、包括連携協定を締結している日本大学危機管理学部と連携を図り、学術的な観点から、本市の地域特性に応じた強靱化の目標や方向性を協議し、脆弱性評価や推進方針を定め、重点的に取り組むプログラムを選定することとした。

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の地域特性 ⇒ 本市の自然特性、社会・経済特性について解説
- 3 目指すべき姿
- 4 計画期間及び位置付け並びに構成
- 5 基本目標 ⇒ 4つの基本目標を設定
- 6 事前に備えるべき目標 ⇒ 8つの事前に備えるべき目標を設定



第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 ⇒ 31のリスクシナリオを設定
- 3 施策分野の決定 ⇒ 個別施策分野9、横断的分野4
- 4 脆弱性評価結果



第3章 強靱化の推進方針

プログラムごとの推進方針

- ⇒ プログラムごとの脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を検討
- ⇒ 進捗管理のための計画目標を設定



第4章 計画の推進と進捗管理

- ⇒ プログラムについて、「人命の保護」を最優先として、優先的に取り組むべき16の重点化プログラムを選定するとともに、計画を着実に推進するための進捗管理や計画の見直しについて提示



5 基本目標

基本法第14条では、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

本市は、防災施策の前提として前回実施した「富里市防災アセスメント調査」（平成 22 年 3 月）に対し、東日本大震災の教訓である「想定外を許さない。」の考えのもと、最新の科学的知見及び自然・社会条件を用いて「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）を実施し、地震被害や土砂災害被害・浸水被害についてより具体的な見直しを行った。

（1）地震

千葉県内における地震災害の履歴は次のとおりである。

■千葉県における地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模・震源	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2 ～ 3 m の津波。死者 1 人
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域銚子市～いすみ市で 23. 7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9, 923 棟、一部破損 46, 828 棟、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟、水道断水 177, 254 戸、下水道 12, 600 戸で使用制限、



年	月日	地震名	地震の規模・震源	千葉県の主な被害
				ガス 8,631 戸で停止、電気 35 万 3 千戸で停止
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1 千葉県東方沖	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害が出た。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 戸以上に断水が発生した。
2012 平成 24	4. 29	千葉県北東部を震源とする地震	M5. 8 千葉県北東部	旭市で震度 5 弱を観測

「千葉県地域防災計画（平成 29 年度修正）」より（平成 29 年 8 月、千葉県）を一部加工

本市における地震災害

近年、本市に対して最も大きな被害をもたらした地震は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。この地震により市役所の計測震度計は震度 5 弱を観測した。また、地震により液状化も一部地域で発生した。

被害状況は、次のとおりである。

■東日本大震災における市内の被害

[平成 26 年 3 月 31 日現在]

項 目	被害内容
人的被害	3 人（中等症 1 人、軽症 2 人）
住宅被害	全壊 11 棟、半壊（大規模半壊含む）7 棟、一部破損 690 棟 （り災証明書発行に係る調査棟数）
停電	地震直後から市南部（十倉、御料等）を中心に約 2,500 戸（3 月 12 日復旧）
施設被害	小中学校 11 校（外壁損傷、天井損傷）、公民館、図書館等 21 施設 （外壁損傷、天井損傷）
道路被害	市道 18 路線（総延長 1,932m）の各一部、日吉台三丁目で市道の一部が片側通行

「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）より



想定した地震

本市への影響が大きく、かつ、最新の知見から発生の可能性が高い地震として、以下の想定地震を対象とした。

想定地震	規模	震源深さ	資料
富里市直下地震	Mw6.8	5 km	内閣府首都直下地震モデル検討会 (平成 25 年 12 月) を参考に独自に設定

想定結果

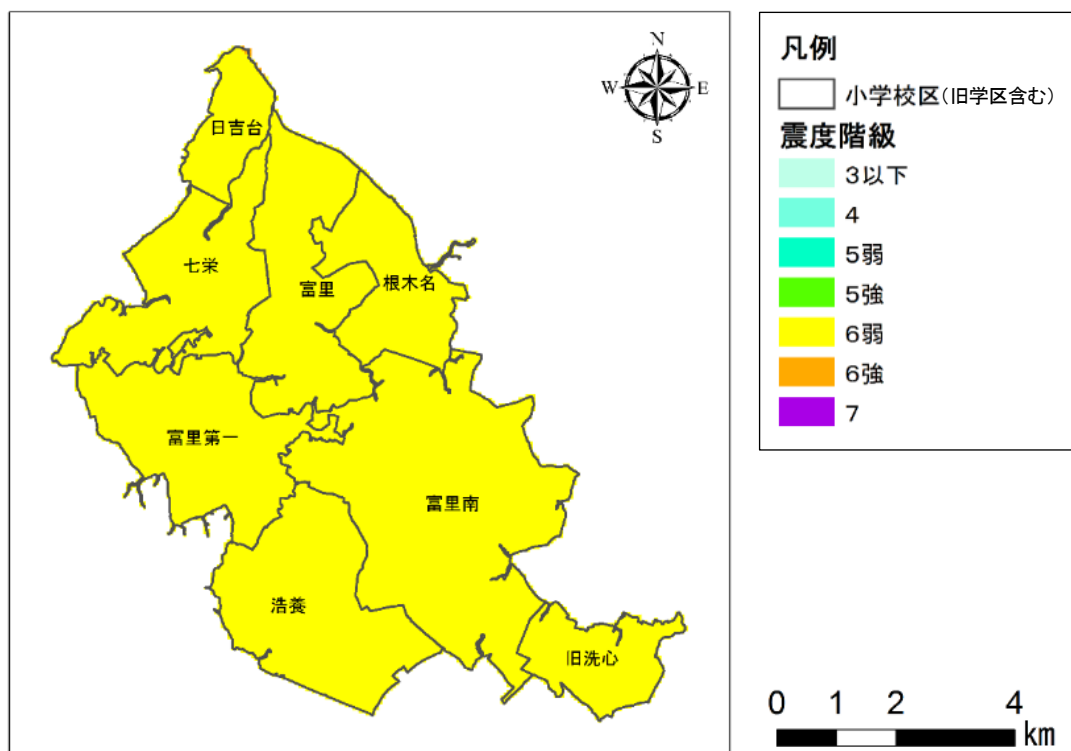
富里市直下地震が発生した場合、ほぼ全市域で震度 6 弱の揺れが想定され、日吉台小学校区の根木名川沿いの低地の一部では震度 6 強の揺れが想定される。これは、本市が東日本大震災で経験した震度 5 弱よりも 3 段階大きな揺れである。

液状化は、根木名川、高崎川沿いの低地で発生する可能性が高いことが分かる。

本市において想定される地震被害は、次のとおりである。

前回調査による東京湾北部地震との比較では、ほぼ全項目にわたり富里市直下地震の方が大きな被害になると想定された。

■富里市直下地震（Mw6.8）における震度分布

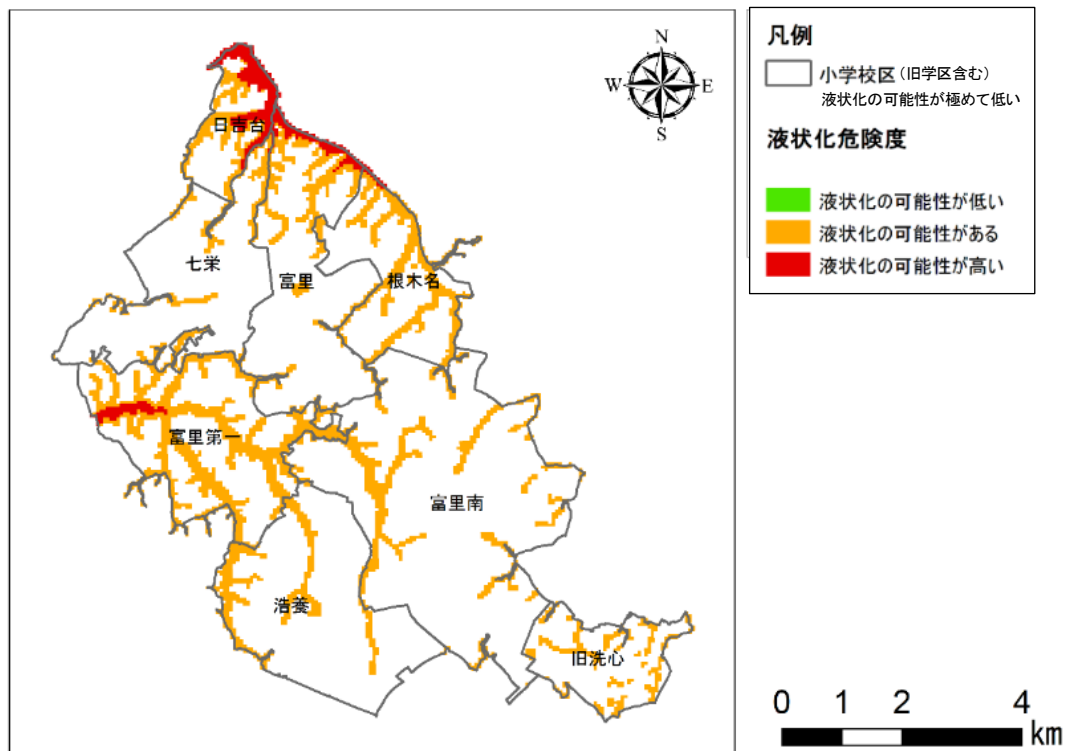


「富里市防災アセスメント調査」(平成 30 年 3 月)

【資料 3】『危険箇所に関する資料』より



■富里市直下地震（Mw6.8）における液状化危険度



「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）

【資料 3】『危険箇所に関する資料』より



■富里市直下地震 Mw6.8 における想定被害項目

想定項目			単位	富里市直下地震 今回調査	東京湾北部地震 前回調査
地震動	最大震度階級	-	-	震度6強	震度6弱
液状化	液状化危険度	PL 値による判定	-	危険度高い	-
土砂災害	土砂災害危険度	危険度ランク A	箇所	6	-
		危険度ランク B	箇所	0	-
		危険度ランク C	箇所	1	-
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	1,749	2
		液状化	棟	59	0
		土砂災害	棟	3	9
		計	棟	1,811	11
	半壊棟数	揺れ	棟	4,705	113
		液状化	棟	214	2
		土砂災害	棟	7	22
		計	棟	4,926	137
火災延焼	出火件数	-	件	0	-
	焼失棟数	-	棟	7	-
人的被害	死者	建物倒壊	人	8	0
		土砂災害	人	0	0
		火災	人	1	-
		屋外転倒物等	人	0	0
	負傷者（重傷者）	建物倒壊	人	797 (122)	16 (0)
		土砂災害	人	0 (0)	4 (2)
		火災	人	1 (0)	- (-)
		屋外転倒物等	人	10 (4)	6 (2)
	要救助者	-	人	38	-
ライフライン	上水道被害	断水人口	人	25,672	-
		断水率	%	64.7	-
	下水道被害	支障人口	人	1,053	-
		支障率	%	3.4	-
	電力被害	停電軒数	軒	4,240	-
		停電率	%	12.0	-
	電話被害	不通回線数	回線	2,846	-
		不通回線率	%	12.4	-
	都市ガス被害	支障人口	人	10,527	-
		支障率	%	100	-
	LP ガス被害	支障戸数	戸	3,149	-
		支障率	%	26.0	-
生活への影響	避難者	直後	人	4,646	143
		1週間後※	人	9,480	169
		1か月後	人	9,552	143
	避難所避難者 （避難者の内数）	直後	人	2,788	-
		1週間後	人	4,740	-
		1か月後	人	2,866	-
	帰宅困難者	帰宅困難者数	人	5,798	-
		滞留者数	人	2,411	-
	食料の供給	備蓄量	食	15,239	-
		1日目の不足量	食	0	-
		2日目の不足量	食	5,837	-
		3日目の不足量	食	12,044	-
	飲料水の供給	備蓄量	リットル	7,348	-
		1日目の不足量	リットル	2,688	-
		2日目の不足量	リットル	11,040	-
		3日目の不足量	リットル	12,044	-
	毛布の供給	備蓄量	枚	2,457	-
		1日目の不足量	枚	3,118	-
		2日目の不足量	枚	3,676	-
		3日目の不足量	枚	4,234	-
	トイレの供給	備蓄量：仮設トイレ	回/日	14,688	-
		備蓄量：排便袋	回	3,300	-
		3日目までの不足量	回	0	-
災害廃棄物	災害廃棄物量	災害廃棄物量発生量	万 t	15.41	-
		仮置き場の必要面積	ha	5.55	-



(2) 風水害等

市内で発生した風水害は、台風とこれに伴う停滞前線の活動によるものが多い。浸水被害は、低地だけでなく、台地上でも発生しているが、ほとんどが強い降雨に排水が対応しきれずに発生する内水氾濫である。

■市における風水害の履歴

※令和元年の災害は令和2年4月1日現在の数値

災害発生日		災害種類	被害状況					
			住家被害棟			土木 公共 施設 箇所	がけ 崩れ 箇所	その他
			床上 浸水	床下 浸水	一部 破損			
H元年	8月1～6日	台風第13号	1	4	0	8	2	農産被害 186.2ha 234,940 千円
H2年	11月4日	大雨	1	0	0	5	1	
H3年	9月8～9日	台風第15号	2	3	0	34	1	農産被害 226ha 195,561 千円
	9月19日	台風第18号	0	10	3	8	7	農産被害 299ha 630,690 千円
	10月6～15日	前線・台風第21号	9	71	2	29	5	農産被害 875ha 902,634 千円
H5年	8月26～27日	台風第11号	0	1	0	3	0	床下浸水、道路法面崩れ
H7年	5月15～16日	大雨	0	1	0	0	0	ハウス全壊
H8年	7月5日	竜巻	－	－	6	0	0	瓦の一部破損、パイプハウス被害、農産被害 2.8ha
H14年	7月16日	台風第7号	3	3	0	0	0	農産被害 14,003 千円 道路冠水
	10月1日	台風第21号	0	0	2	0	0	農産被害 375,270 千円
H16年	9月4日	大雨	0	6	0	0	0	床下浸水、道路冠水
	10月9日	台風第22号	0	14	0	0	0	農産被害 250,000 千円
	10月20日	台風第23号	0	13	0	0	0	農産被害 72,870 千円
H17年	8月25～26日	台風第11号	0	0	0	0	0	農産被害 4,141 千円
H18年	10月6日	大雨・暴風	0	0	0	1	0	土石崩落、住宅一部破損
H25年	10月25～26日	台風第26号	5	29	0	0	3	農産被害 面積 2,388ha
R元年	9月9日	令和元年 房総半島台風	0	0	1,277	29	0	農産被害 388ha 約 4,604,000 千円 停電約 27,800 軒 市内全域で倒木
R元年	10月12日	令和元年 東日本台風	0	0	28	6	0	農産被害 39.3ha 約 61,190 千円 停電約 4,100 軒
R元年	10月25日	大雨	1	78	0	0	7	床下浸水 道路冠水

「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）より

(3) 土砂災害想定

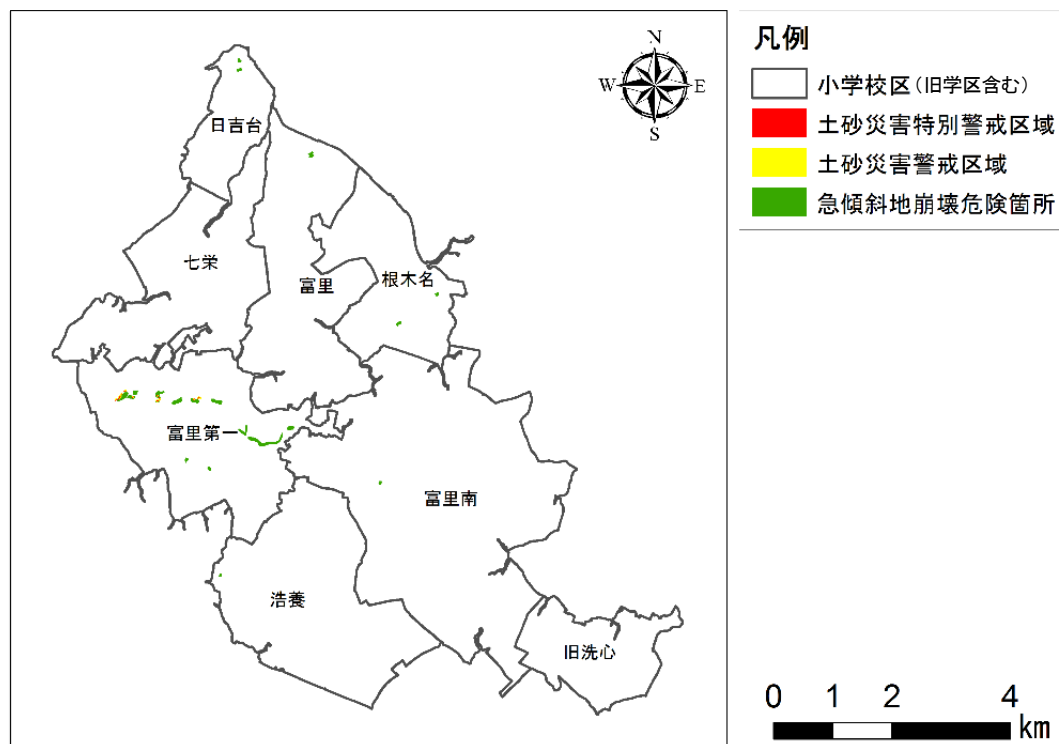
本市の土砂災害のおそれがある区域・箇所として、市内の山斜面を中心に急傾斜地崩壊危険箇所（法的な位置付けはない。）が多数存在しており、このうち、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）（平成13年4月施行）に基づき土砂災害（特別）警戒区域として4区域が指定されている。小学校区別に見ると、急傾斜地崩壊危険箇所は、七栄小学校区と旧洗心小学校区を除く小学校区に存在し、土砂災害（特別）警戒区域は富里第一小学校区に存在する。



土砂災害に伴う被害想定は、土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所において土砂災害に伴い避難が求められる居住者数を把握し、要避難人口・世帯数として整理した。

なお、市内の土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の位置は、次のとおりである。

■土砂災害のおそれがある区域・箇所



「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）【資料 3】『危険箇所に関する資料』より

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として定められた。

なお、当該区域のうち、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行う区域として土砂災害特別警戒区域が指定されている。

想定結果

市内の土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所において避難が必要と考えられる人口・世帯数を小学校区ごとに推定した結果は、次のとおりである。

これによると、土砂災害（特別）警戒区域の場合、避難が必要な小学校区は富里第一小学校区だけで、要避難者数は 36 人、要避難世帯数は 15 世帯となっている。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の場合、要避難人口・世帯数は、富里第一小学校区が最も多く 226 人 90 世帯、次に多いのは日吉台小学校区で 39 人 21 世帯となっており、旧洗心小学校区及び七栄小学校区では、土砂災害に伴う要避難者はいない。



■土砂災害（特別）警戒区域における要避難人口・世帯数

小学校区 (旧学区含む)	要避難人口（人）				要避難世帯数
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
① 富里小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
② 富里第一小学校	36 (27)	3 (3)	21 (16)	11 (8)	15 (12)
③ 富里南小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④ 浩養小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑤ 旧洗心小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥ 日吉台小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦ 根木名小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧ 七栄小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	36 (27)	3 (3)	21 (16)	11 (8)	15 (12)

※括弧内の数字は、土砂災害（特別）警戒区域の要避難人口を示す。

※求めた数値に小数点以下があったため、四捨五入の関係で合計が合わない部分がある。

「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）より

■急傾斜地崩壊危険箇所における要避難人口・世帯数

小学校区 (旧学区含む)	要避難人口（人）				要避難世帯数
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
① 富里小学校	10	1	6	3	4
② 富里第一小学校	226	21	135	71	90
③ 富里南小学校	2	0	1	1	1
④ 浩養小学校	2	0	1	1	1
⑤ 旧洗心小学校	0	0	0	0	0
⑥ 日吉台小学校	39	4	29	6	21
⑦ 根木名小学校	10	1	6	3	5
⑧ 七栄小学校	0	0	0	0	0
計	291	27	179	85	123

※求めた数値に小数点以下があったため、四捨五入の関係で合計が合わない部分がある。

「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）より

（４）浸水被害想定

（４）－１ 外水氾濫河川氾濫 市内の対象河川

外水氾濫の対象河川は、市内の根木名付近に源を発し成田市との境界に沿って北へ流れ、成田市から利根川へと合流する一級河川の根木名川である。

根木名川は、流域面積 86.8km²、支流を含む指定延長は 30.4km となっている。

根木名川は、知事により水位情報周知河川に指定されており、浸水想定区域図（河川堤防が決壊した場合の浸水範囲及び浸水深が示されている。）が発表されている。浸水想定区域図は、次ページのとおりである。

また、根木名川の本川である利根川が洪水により浸水した場合については、国土交通省より発表されている「利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成 29 年 7 月、国土交通省）に基づく。これらの浸水想定区域図を比較すると、市の影響は、「根木名川水系浸水想定区域図」の方が大きいことから、河川氾濫による浸水被害については「根木名川水系浸水想定区域図」を用いて想定する。



■根木名川の浸水想定区域について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定年	指定の前提となる計画降雨
根木名川	根木名川水系 浸水想定区域図	千葉県印旛地域整備センター 成田整備事務所 現在は、千葉県県土整備部 成田土木事務所	平成 19 年 9 月 28 日	おおむね 50 年に 1 回程度の大雨、 根木名川流域の 24 時間降水量 245mm

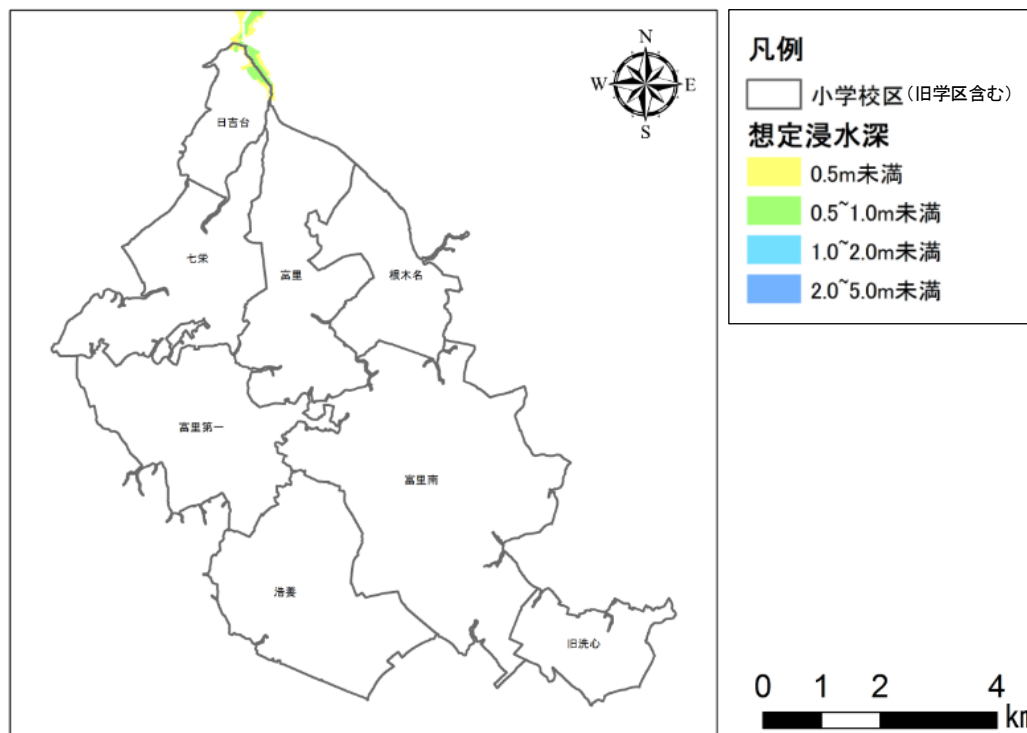
「国土交通省ホームページ」（平成 30 年 12 月）より

河川氾濫の概要

根木名川水系浸水想定区域図によると、市域においても日吉倉地区（日吉台小学校区）において浸水深 1.0m 未満の浸水が発生する。

根木名川の浸水想定区域は、次のとおりである。

■根木名川浸水想定区域



「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）より



想定結果

根木名川浸水想定区域及び想定浸水深に基づき、小学校区別、年齢別に浸水人口を整理した結果は、次のとおりである。

これによると、根木名川の堤防決壊等による浸水被害は、日吉台小学校区において発生し、浸水人口は、床下浸水 176 人、床上浸水 157 人と想定される。

■根木名川浸水想定区域における浸水人口

小学校区 (旧学区含む)	浸水人口人								浸水世帯数	
	15 歳未満		15～64 歳		65 歳～		計			
	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上
① 富里小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 富里第一小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 富里南小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 浩養小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 旧洗心小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 日吉台小学校	19	17	130	116	27	24	176	157	95	86
⑦ 根木名小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 七栄小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	17	130	116	27	24	176	157	95	86

「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）より



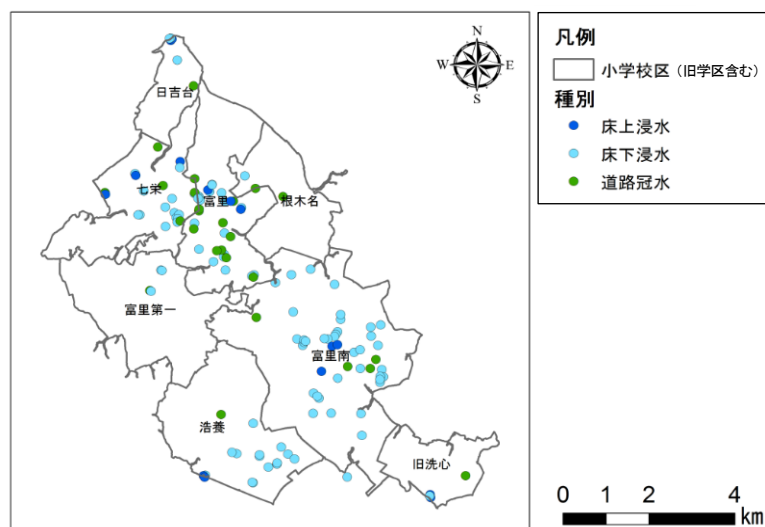
(4) - 2 内水氾濫雨水出水

内水氾濫の被害想定は、これまで市内で発生した内水氾濫の履歴を用いて、小学校区ごとに発生頻度を整理することにより行う。

内水氾濫の概要

平成 20 年 8 月 5 日の局地的大雨、平成 25 年 10 月 16 日の台風第 26 号による集中豪雨、平成 27 年 8 月 14 日の局地的大雨により内水氾濫が発生した。内水氾濫の発生箇所は、次のとおりである。

■内水氾濫の発生箇所



「富里市防災アセスメント調査」(平成 30 年 3 月) より

想定結果

内水氾濫は、低地だけでなく比較的台地上の宅地や道路でも発生しており、発生頻度の違いはあるが市内の各小学校区全てにおいて発生している。

小学校区別にみると、特に富里南小学校区は床上浸水、床下浸水ともに最も発生している。

道路冠水では、富里小学校区が最も多く、次いで七栄小学校区、富里南小学校の順に発生している。

■内水氾濫の発生状況

小学校区 (旧学区含む)	浸水箇所		計	道路冠水 箇所
	床上浸水	床下浸水		
① 富里小学校	3	19	22	11
② 富里第一小学校	0	3	3	1
③ 富里南小学校	3	38	41	4
④ 浩養小学校	2	14	16	1
⑤ 旧洗心小学校	2	1	3	1
⑥ 日吉台小学校	2	3	5	1
⑦ 根木名小学校	0	2	2	1
⑧ 七栄小学校	3	14	17	6
計	15	94	109	26

「富里市防災アセスメント調査」(平成 30 年 3 月) より



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項の規定により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。本計画においては、国の基本計画における 45 の最悪の事態を参考にしつつ、本市の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8 つの「事前に備えるべき目標」に対して、31 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり評価した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ．人命の保護が最大限図られること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
			1-a	避難路における通行不能
Ⅱ．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
			2-c	観光客等の帰宅困難者の発生
Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅳ．迅速な復旧復興				



基本目標	事前に 備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ．人命の保護が 最大限図られること	4	必要不可欠な 情報通信機能・ 情報サービス は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機 能不全に陥ら せない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-6			複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）	
5-8			食料等の安定供給の停滞	
Ⅱ．市及び社会の 重要な機能が 致命的な障害 を受けず維持 されること	6	ライフライン、 燃料供給関連施 設、交通ネット ワーク等の被害 を最小限に留め るとともに、早 期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
Ⅲ．市民の財産及 び公共施設に 係る被害の最 小化	7	制御不能な複 合災害・二次災 害を発生させ ない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
			7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
Ⅳ．迅速な復旧復 興	8	社会・経済が迅 速かつ従前よ り強靱な姿で 復興できる条 件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響



3 施策分野の決定

基本計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて、9の個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- | | | | | |
|---------|-----------|-----------------|--------|--|
| 1 行政機能 | 警察・消防等 | 防災教育等（以下、行政機能等） | | |
| 2 住宅・都市 | 3 保健医療・福祉 | 4 エネルギー | 5 情報通信 | |
| 6 産業構造 | 7 交通・物流 | 8 農林水産 | 9 環境 | |

(2) 横断的分野

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| 1 リスクコミュニケーション | 2 人材育成 | 3 官民連携 |
| 4 老朽化対策 | | |

4 脆弱性評価結果

評価結果、施策分野及び対応部署等は「別紙 脆弱性評価結果」のとおりである。
 なお、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは、以下のとおりである。

(1) 施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ

本市の国土強靱化に係る施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえ、国土強靱化施策をその基本目標に照らし、努めて早期に実現するためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を費用対効果も考慮し適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保（※）

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興を可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

※…自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されていたりするような性質。

(3) 国・県・民間等との連携

本市における国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国・千葉県、他の市町村自治体と民間事業者等の多様な主体との情報共有や広域連携が必要不可欠である。

また、自治会、消防団、自主防災組織や、学校・保護者、病院、ボランティア団体等と地域防災ネットワークを構築することについての検討も必要である。



第3章 強靱化の推進方針

プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針として取りまとめた（「●」は再掲載）。

1 直接死を最大限防ぐ

直接死を最大限に防ぐために、5つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための40の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

地震対策の推進

- 地震による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定を早急に進める必要がある。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域の災害リスクを分かりやすく市民に伝える。

公共施設の耐震化・長寿命化の推進

- 庁舎、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化・長寿命化を推進する。
また、熊本地震などの過去の事例では、施設の天井、壁、ガラス等が破損し避難所として機能しなかったこともあることから、それらの補強も検討する。
- 公立学校施設の耐震化率は、幼稚園・小・中学校は100%である。学校は、児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから、適切な維持管理に努める。
- 災害時に、復旧活動の拠点となる消防団機庫の倒壊を防止するため、建築年数及び耐震性能不足の懸念を考慮し、順次建て替えを計画する。





学校施設の長寿命化の推進

- 今後一斉に訪れる学校施設の老朽化対策のため、従来の改築中心の考え方から既存施設を有効活用する長寿命化への転換を図り、老朽化の解消と併せて工事費用の平準化を図る。
- 今後、一定の周期で行う大規模改修工事に合わせて、躯体の保全を行うとともに、定期的な修繕・改修により直接的な躯体へのダメージを防ぐことで学校施設の長寿命化を図る。
- 学校施設の定期的な調査を行い、劣化・損傷が起こる前に計画的に修繕等を実施する予防保全を図ることにより、安心・安全な学校環境を確保する。



住宅・建築物等の耐震化及び安全化の推進

- 住宅の耐震化率は80%程度と推測されることから、富里市耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震化の必要性や耐震化改修支援制度の周知に努め、耐震化率を向上させ住宅被害を局限する。
- 富里市耐震改修促進計画に基づき、建築物の安全対策や災害時の避難路の安全確保のため、危険ブロック塀等の撤去について対策を進める。



緊急時の避難路等の整備

- 狭い道路が多くある市街地等は、災害時に住民の避難や救助活動、必要物資運搬等の活動を円滑に進めるため、道路等を面的に整備する。
- 富里市橋りょう長寿命化修繕計画、富里市橋りょう定期点検に基づき適切な維持管理に努める。
- 交通安全施設(大型標識、道路照明灯等)の定期的な点検を行い、適切な維持管理に努める。
- 富里市舗装修繕計画等に基づき適正な舗装管理に努める。



無電柱化の推進

- 災害時に、液状化や建物損壊等の被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災力の向上を図る。
- 無電柱化を推進する計画がある千葉県に対し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災力の向上のため県指定市内緊急輸送道路の無電柱化施策を要望する。



地域力の向上

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や区・自治会、自主防災組織等の防災力の充実強化や災害に備えた防災訓練実施の際の支援、児童・生徒を対象とした防災教育の推進、家庭内備蓄（ローリングストックの推進）や家具の転倒による被害を最小限に留めるために家具の固定化等の防災啓発など自助、共助を促す取組を促進し地域力の向上を図る。



被災宅地危険度判定の充実

- 大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や災害協定の活用等、判定体制の整備充実を図る。



被災建築物応急危険度判定の充実

- 行政職員だけでは対応が困難となる大規模地震発生後の被災建築物応急危険度判定を、迅速かつ円滑に実施できるよう災害協定を活用するとともに、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する。



公共施設の機能拡充と長寿命化の推進

- 令和元年台風第15号等の災害発生時に、避難所として指定されていない富里中央公民館・富里社会体育館・農林業センターを避難所や一時休憩所、携帯電話充電スポットとして使用した実績があり、富里市地域防災計画にも「必要に応じて市の公共施設を避難所として開設する。」とあることから、富里市地域防災計画に位置付けられた施設と整合性をとりつつ、各施設を避難所として使用できるよう機能を拡充させるとともに、天井、壁、ガラス等の補強を実施するなどの大規模改修や長寿命化を推進する。



1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

常備消防の強化

- 市街地人口の増加、火気使用設備の消防需要の増大に対応する。
- 消防車両に故障・不具合が発生しないよう、富里市消防計画の規定年数に鑑み、計画的な更新・整備を図る。



消防団の強化

- 災害時における消防団の災害対応力強化を図る。
- 消防車両に故障・不具合が発生しないよう、富里市消防計画の規定年数に鑑み、計画的な更新・整備を図る。
- 消防団の装備資機材等を整備・充実させ、災害対応力の向上を図り災害等に備える。
- 災害時に、復旧活動の拠点となる消防団機庫の倒壊を防止するため、建築年数及び耐震性能不足の懸念を考慮し、順次施設の長寿命化及び耐震化や建て替え等を計画する。



地域における災害対応能力の向上

- 自主防災組織の結成率は95.2%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等により地域の災害対応力の向上を図る必要がある。また、火災被害の拡大を防止するため、地域の初期消火力の向上を促進する必要がある。



民間建築物等の防火体制の整備

- 消防法第4条及び第4条の2の規定に基づく立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域に応じた計画的な立入検査を実施し、防火体制の強化を図る。





消防水利の整備

- 富里市の消防水利の充足率は80.2%であり、耐震性防火水槽等の災害に強い消防水利の整備を継続する。



危険物災害の発生等の防止

- 危険物火災の発生及び拡大を防止するため、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及・啓発を図る。

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生



ハザードマップ作成等ソフト対策の推進

- 千葉県指定の令和2年3月に改訂された根木名川の浸水想定区域図や、令和元年台風第15号等の災害を反映したハザードマップ等を作成し、住民の避難行動が円滑に行えるよう支援を進め、防災意識の向上と危険箇所の周知・徹底を図る。



排水路の整備

- 豪雨等による浸水被害を低減するために、計画的に排水路の整備を促進する。
また、下水道事業による雨水排水の整備を促進する。
- 排水路や調整池の浚渫等により、適正な機能管理に努める。



千葉県管理河川改修の促進

- 千葉県管理河川の改修が進められているが、早期の事業完了を働きかけるとともに、浸水想定区域の雨量・水位などの情報提供を求め、被害の低減を図る。

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生



総合的な土砂災害対策の推進

- 市内には、19箇所の土砂災害危険箇所が確認されているが、急傾斜地崩壊防止施設等の整備には、多くの時間と費用が必要なため、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報等の提供、市民の災害意識向上のための啓発活動等の総合的な対策を推進する。



土砂災害対策のハード整備

- 土砂災害の被害を防止するため、千葉県と連携し、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備推進が必要である。



土砂災害警戒区域の指定等

- 千葉県により、市内全域の基礎調査が完了し、土砂災害警戒区域の指定に向けた準備を進めており、今後も千葉県と連携し、市民が土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結びつくよう周知を行う。



大規模盛土造成地の対策

- 広域的に同時多発する滑落崩壊の被害を防止するため、事前防止対策の推進が必要である。緊急性の高い順に整備・対策を進める。



地域力の向上

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や区・自治会、自主防災組織等の防災力の充実強化や災害に備えた防災訓練実施の際の支援、児童・生徒を対象とした防災教育の推進、家庭内備蓄（ローリングストックの推進）や家具の転倒による被害を最小限に留めるために家具の固定化等の防災啓発など自助、共助を促す取組を促進し地域力の向上を図る。



災害等の事前対策

- 大規模な浸水、土砂災害、地震等による被害の防止・最小化を図るため、事前対策（安全性把握のための調査、対策工事等）を進める。



1-a) 避難路における通行不能

避難路の確保

- 災害時においても、車両等の通行不能を防止するため、避難路等の拡幅整備を進めるとともに、必要な補修を計画的に推進する。



2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するために、7つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための48の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



2-1) 被災地での食料・水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

緊急物資備蓄の促進

- 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し、計画的な緊急物資の備蓄を進めるとともに、市民や企業に対し、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する。



上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

- 上水道の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する。



避難所への支援物資の適切な輸配送

- 千葉県や災害時応援協定締結団体、民間企業と物資の確保・調達及び輸配送の連携体制を構築する。
- 集配車の乗り入れ、積込みの効率を考慮した拠点の見直しや、荷下ろし、積込み時に使用する資機材等の整備や受援計画を策定し、人員の確保を図る。
- 避難所への分散備蓄を行うなど、災害時の輸送を最小限に抑えるような方策の検討に努める。また、備蓄拠点から避難所への輸配送に必要な車両・人員の確保が必要となるため、民間輸送業者との連携体制整備に努める。



避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の整備、維持管理等

- 倒木、放置車両、倒壊構造物撤去等に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する。
- 救援活動等に必要な避難場所・避難所を結ぶ主要な道路や避難路、道路橋の耐震化や長寿命化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する。
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や、応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があるため、応急対策業務や被害状況調査等を推進する。



また、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る。

- 富里市橋りょう長寿命化修繕計画、富里市橋りょう定期点検に基づき適切な維持管理に努める。
- 交通安全施設(大型標識、道路照明灯等)の定期的な点検を行い適切な維持管理に努める。
- 富里市舗装修繕計画等に基づき適正な舗装管理に努める。



災害復旧に係る協力体制の強化

- 関係機関や民間企業等と災害時応援協定を締結し、災害復旧に係る協力体制の強化に努める。



避難所の体制確保

- 避難所の運営体制を整備するとともに、学校教育施設管理者、自主防災組織等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する。
- 避難所で必要な資機材の確保、人材、食料、水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足



災害対応能力の向上

- 自衛隊、警察、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保する体制を整備するとともに、関係各機関や、千葉県、近隣市町と連携した合同訓練を実施し、受援態勢の向上を図り災害対応能力の向上を図る。また、平時から関係機関との連絡体制を確立する。
- 消防ポンプ車、消防団積載車等の特殊車両や、ドローン等の資機材等各種救助資機材の計画的更新及び新規導入により、災害対応力を維持向上させる。
- 発災時、直ちに対応する消防隊員、消防団員の救助技能向上のため、救助技術指導者の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教育・訓練を反復実施し、常時、災害対応能力を維持する。
- 消防活動上必要となる新たな資機材等の整備や、現在保有する資機材等の更新・整備を図る。
- 人員・資機材等の充実強化に加え、消防の広域連携を強化する。
- 消防車両に故障・不具合が発生しないよう、富里市消防計画の規定年数に鑑み、計画的な更新・整備を図る。
- 消防の訓練塔を整備し、人材の育成及び能力の向上を図る。





消防団員の確保・育成

- 平常時・非常時を問わず地域に密着し、市民の安心と安全を守る消防団への加入を勧めるとともに、県消防学校による消防団員の教育訓練等により、その機能強化を図り、防火指導や応急手当の普及など消防団が活発に活動する地域づくりを推進する。



非常備消防車両の更新

- 消防車両に故障・不具合が発生しないよう、富里市消防計画の規定年数に鑑み、計画的な更新・整備を図る。



地域力の向上

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や区・自治会、自主防災組織等の防災力の充実強化や災害に備えた防災訓練実施の際の支援、児童・生徒を対象とした防災教育の推進、家庭内備蓄（ローリングストックの推進）や家具の転倒による被害を最小限に留めるために家具の固定化等の防災啓発など自助、共助を促す取組を促進し地域力の向上を図る。
- 教職員に対し防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施し、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する。
- 災害ボランティアセンター機能を強化・充実するため、県社会福祉協議会との連携により、ボランティアの募集から派遣、活動方法など、市単独ではなく広範囲な協力体制を構築するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱



帰宅困難者の避難施設の確保

- 災害時に、帰宅困難者が発生した際の避難・宿泊先を確保するため、市内の民間宿泊施設等との災害時応援協定の推進を図る。

2-5) 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺



災害時の石油類燃料の確保

- 災害時、緊急通行車両や医療機関等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との災害時応援協定に基づく供給体制の整備を図る。



道路の防災対策

- 災害時に、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを実際に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を進める。
- 富里市橋りょう長寿命化修繕計画、富里市橋りょう定期点検に基づき適切な維持管理に努める。
- 交通安全施設(大型標識、道路照明灯等)の定期的な点検を行い適切な維持管理に努める。
- 富里市舗装修繕計画等に基づき適正な舗装管理に努める。



医師会等との連携強化

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回る恐れがあるため、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する。



災害医療ボランティア

- 災害医療ボランティアの受入れ等を災害対応マニュアルに明記し、効果的に機能できる体制を構築する。



2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築する。



下水道事業継続計画（BCP）の策定

- 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、策定した事業継続計画（BCP）の継続・改善を図る。



下水道施設の耐震対策

- 大規模地震発生時の、汚水処理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する。



下水道未普及地域の解消

- 市街化区域等の下水道未普及地域の汚水施設の整備を推進し、災害時の長期間の汚水処理機能停止に備えた対応整備を図る。



広域火葬体制の構築

- 災害時に、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣都県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。



2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所における衛生管理



- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所での生活用水確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などに努める。
- 感染症の発生及びまん延防止のため、千葉県と連携し、被災者の衣食住等、生活全般の衛生環境を整備する体制の構築を図る。
- 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を千葉県や様々な専門職と連携し実施するための体制整備に努める。
- コロナ禍における新しい生活様式に合わせ、避難所における密閉、密集、密接対策、それに伴う避難所での消毒ルールの確立や協定を活用した避難所を含む公共施設の消毒について体制整備に努める。



避難所での感染症拡大の回避

- 密閉、密集、密接が想定される避難所で、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の発生やまん延を防止するため、衛生的な環境や、防疫体制の強化・確立に取り組むため、備蓄品や資機材の充実を図る。
- コロナ禍における新しい生活様式に合わせ、避難所における密閉、密集、密接対策、それに伴う収容人数の減少に対する民間施設等への協力要請や、災害時応援協定の締結等を推進するなど、避難所・収容人数の確保に努める。



公共施設の機能拡充と長寿命化の推進

- 令和元年台風第15号等の災害発生時に、避難所として指定されていない富里中央公民館・富里社会体育館・農林業センターを避難所や一時休憩所、携帯電話充電スポットとして使用した実績があり、富里市地域防災計画にも「必要に応じて市の公共施設を避難所として開設する。」とあることから、富里市地域防災計画に位置付けられた施設と整合性をとりつつ、各施設を避難所として使用できるよう、機能を拡充させるとともに、天井、壁、ガラス等の補強を実施するなどの大規模改修や長寿命化を推進する。

2-c) 観光客等の帰宅困難者の発生

帰宅困難者への対応



- 災害時に、観光客等の帰宅困難者が避難・滞在する施設として、民間宿泊施設等と災害時応援協定を締結するなどの連携体制整備に努める。
- 学校、事業所等の施設管理者は、事業継続計画（BCP）等を作成し、災害時に児童・生徒、従業員、顧客の一斉帰宅を抑制し、施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。



3 必要不可欠な行政機能は確保する

必要不可欠な行政機能は確保する2つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための6つの推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

治安確保体制等の整備

- 被災地、避難所等における各種犯罪や交通事故を防止し、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。



3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続体制の構築

- 業務継続計画<地震対策編>は、平成30年3月に策定済みであるが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る。
- 災害対応に当たる職員がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に感染し、災害対応に支障が生じないように、衛生的な環境や防疫体制の強化・確立をするために備蓄品や資機材の充実を図る。



災害対策活動の初動体制の整備

- 職員に災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、実践的な災害対応訓練や研修の実施、マニュアルの見直しや改善を促す。



行政による情報処理・発信体制の整備

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。



また、市からの災害情報発信は、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」に配慮した体制を強化する。





消防防災拠点としての機能維持

- 消防防災拠点としての機能維持のため、消防庁舎を計画的に改修・更新し、施設の長寿命化を図る。



4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保するために、2つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための9つの推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

電源途絶に対する予備電源の確保



- 非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る災害時応援協定に基づく連携体制の充実を図る。

防災関係機関の情報通信手段の多様化等



- 防災関係機関の拠点となる施設の情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を図る。

また、市民の通信手段を途絶することのないよう、非常用のスポット Wi-Fi 等の整備を推進する。

消防通信の安定化



- 新たに必要となる機器の整備及び定期的な通信機器の更新を図り、通信システムの安定化を図る。

公共施設の機能拡充と長寿命化の推進



- 令和元年台風第15号等の災害発生時に、避難所として指定されていない富里中央公民館・富里社会体育館・農林業センターを避難所や一時休憩所、携帯電話充電スポットとして使用した実績があり、富里市地域防災計画にも「必要に応じて市の公共施設を避難所として開設する。」とあることから、富里市地域防災計画に位置付けられた施設と整合性をとりつつ、各施設を避難所として使用できるよう、機能を拡充させるとともに、天井、壁、ガラス等の補強を実施するなどの大規模改修や長寿命化を推進する。
- 災害時に避難所での通信手段を確保するため、IP無線機や非常用のスポット Wi-Fi 等の整備を推進する。



4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

災害情報の伝達手段の多様化

- 防災行政無線やＬアラート、防災防犯メール、戸別受信機、防災アプリ等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。



メディアに対する情報提供

- 災害時に市からＬアラートを通じて各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する。
- 市からの災害情報発信は、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」に配慮した体制を強化する。



迅速な復旧復興手続き

- 発災後、一人でも多くの市民が迅速かつ的確な支援・助成を受けるために、マイナンバーカードの取得推進を図るとともに、システムが停電等により使用できない状況を回避するため、端末や回線等の強靱化を推進する。



5 経済活動を機能不全に陥らせない

経済活動を機能不全に陥らせないために、4つの起きているわけではない最悪の事態を想定し、それを回避するための18の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)

企業等における事業継続体制の確立

- 市内の経済活動が機能不全に陥らないよう、行政、企業や関係団体、ライフライン機関等について事業継続体制の推進を図る。
- 商工会と連携し、事業継続力強化支援計画を策定するとともに、小規模事業者に向けた事業継続計画（BCP）の策定支援等を図る。
- 中小企業等経営強化法の改正に基づき、災害時に、市内の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインの確保をするため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。



インフラの防災対策

- 災害時に、主要幹線道路の機能不全対策として、幹線道路やこれを補完する道路の整備を千葉県等と連携する。
- 富里市橋りょう長寿命化修繕計画、富里市橋りょう定期点検に基づき適切な維持管理に努める。
- 交通安全施設（大型標識、道路照明灯等）の定期的な点検を行い適切な維持管理に努める。
- 富里市舗装修繕計画等に基づき適正な舗装管理に努める。



5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

災害時の石油燃料等の確保

- 災害時における緊急通行車両や医療機関等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合富里支部と災害時応援協定を締結しているが、平時に訓練等で実効性を確認する。



インフラの防災対策

- 災害時に、主要幹線道路の機能不全対策として、幹線道路やこれを補完する道路の整備を千葉県等と連携する。
- 富里市橋りょう長寿命化修繕計画、富里市橋りょう定期点検に基づき適切な維持管理に努める。
- 交通安全施設(大型標識、道路照明灯等)の定期的な点検を行い適切な維持管理に努める。
- 富里市舗装修繕計画等に基づき適正な舗装管理に努める。



企業等における事業継続体制の確立

- 中小企業等経営強化法の改正に基づき、災害時に、市内の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインの確保をするため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。



5-6) 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）

空港機能の早期復旧

- 発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を強化する。



5-8) 食料等の安定供給の停滞

流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大

- 災害時にも食品流通に係る事業の維持、また早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる。
- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去など関係機関との連携等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する。



食料等の安定供給の停滞

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地が持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を維持するため、地域資源である農業生産基盤の計画的な整備、補修及び更新を促進する。
- 大規模自然災害による食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、強靱な農業生産基盤の整備や維持管理を促進する。



6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させるために、4つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための17の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

電力の確保

- エネルギー供給源の多様化を図り、災害時拠点となる市役所庁舎等の施設に再生可能エネルギー発電施設や、再生可能エネルギーを補完するためのリチウムイオン蓄電池の設置。自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備や蓄電池の組合せ等）の導入を促進する。

ライフライン事業者との連携

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する。
- 災害時における緊急通行車両や医療機関等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合富里支部と災害時応援協定を締結しているが、平時に訓練等で実効性を確認する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

応急給水体制の整備

- 災害時の飲料水・生活用水を確保するため、給水車や備蓄、災害時応援協定の締結等の対応をしているが、より安定的な応急給水体制の構築を図るため、老朽化した施設の改築・更新や、停電により給水が停止しないよう、再生可能エネルギー発電施設や再生可能エネルギーを補完するためのリチウムイオン蓄電池の設置、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備や蓄電池の組合せ等）の導入を促進する。



上水道施設の耐震化

○上水道の機能確保を図るため、浄水施設や管路等の耐震化を推進する。



上水道施設の更新

○浄水施設、管路等の老朽化による被害拡大を防止するため、計画的に更新工事を推進する。



ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立

○各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す。

○災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、施設整備を促進するとともに、災害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。



地震等による印旛広域市町村事務組合からの受水停止時の対策

○暫定井を防災井戸へ変更して、災害時に使用できる井戸として維持管理に努める。



6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道事業継続計画（BCP）の策定

○污水处理施設等の長期機能停止を防止するため、事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、策定した事業継続計画（BCP）を適切に運用するために訓練を行う。



下水道施設の耐震対策

●地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化等を推進する。



下水道施設の維持管理・更新

○下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた維持管理を推進する。



下水道施設の停電への対策

○災害や事故等による停電により、下水道施設が停止しないように、非常用発電機、再生可能エネルギー発電施設や、再生可能エネルギーを補完するためのリチウムイオン蓄電池の設置。自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備や蓄電池の組合せ等）の導入を促進する。



下水道未普及地域の解消

●市街化区域等の下水道未普及地域の污水施設の整備を推進し、災害時の長期間の污水处理機能停止に備えた対応整備を図る。



一般廃棄物処理施設の整備等

- 災害が発生した場合に、ごみ及びし尿処理機能等を継続するため、施設整備や広域的処理等の体制整備を行う。



汚水処理施設等の老朽化による被害

- 災害等により老朽化した浄化槽の破損を防ぐため、公共下水道等整備区域外に小型合併処理浄化槽の設置普及を図る。



6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

輸送ルート確保の強化

- 災害時、救援救助・緊急物資輸送等のためのルートを実際に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の重要な道路の浸水対策等の対策を着実に推進する。



7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

制御不能な複合災害・二次災害を発生させないために、3つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための17の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

延焼防止等に資する緑地の確保



○災害時に発生しうる火災から、住宅密集地での延焼拡大防止のため、緑地の確保や都市公園施設の充実を図る。また、災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる緑地や公園の整備改善を図る。

都市防災機能を有する街路の整備推進



○災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する。

空き家対策



○災害時、火災の延焼拡大防止や倒壊、道路閉塞の危険性を防止するため、国等の支援事業を活用するなど、総合的に空き家の適正管理を推進する。

救助活動能力の強化



○過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤の高機能化・施設の堅牢化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める。

- 消防本部・消防署庁舎を計画的に改修し、施設の長寿命化を図り、消防防災拠点としての機能を維持させる。
- 消防団の装備資機材を整備・充実させ、大規模災害に備える。
- 災害時に、復旧活動の拠点となる消防団機庫の倒壊を防止するため、建築年数及び耐震性能不足の懸念を考慮し、順次建て替えを計画する。
- 消防活動上必要となる新たな資機材の整備や、現在保有する資機材の更新・整備を行う。
- 新たに必要となる機器の整備及び定期的に通信機器の更新を図り、通信系統の安定化を図る。



- 消防の訓練塔を整備し、人材の育成及び能力の向上を図る必要がある。



地域力の向上

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や区・自治会、自主防災組織等の防災力の充実強化や災害に備えた防災訓練実施の際の支援、児童・生徒を対象とした防災教育の推進、家庭内備蓄（ローリングストックの推進）や家具の転倒による被害を最小限に留めるために家具の固定化等の防災啓発など自助、共助を促す取組を促進し地域力の向上を図る。



危険物施設等の災害予防対策

- 危険物火災の発生及び拡大を防止するため、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及・啓発を図る。
- 危険物等を取り扱う事業所に対する自主防災体制確立を指導するとともに、平時から危険物火災に対する消火訓練を推進し地域の大規模火災発生の防止に努める。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃



災害対応能力の向上

- 自衛隊、警察、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保する体制を整備するとともに、関係各機関や、千葉県、近隣市町と連携した合同訓練を実施するなど、受援態勢の向上を図り災害対応能力の向上を図る。



二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び市民等へ情報提供することにより、二次災害を回避する必要がある。

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃



農地・農業用施設保全管理

- 農村地域の防災・減災を図るため、農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農道や農業用水路等を適正に管理・保全して災害を防止するための対策、鳥獣被害防止のための活動などの支援をするとともに、農業者のみならず、市民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。
- また、早期営農再開に向けて、必要な資材が安定的に供給されるように、農道・林道等の確保・整備を推進する。





森林の整備・保全

- 山地災害の防災・減災を図るため、間伐等の森林整備と治山対策の推進による森林機能の向上を図る。



8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備するために、4つの起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避するための10の推進方針を選定した。

また、本項目に関連するSDGsのゴール（目標）を次のとおり選定するとともに、SDGs達成に寄与する取組を推進する。

関連するSDGsのゴール（目標）



8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理の推進

- 一般廃棄物処理施設の整備を推進する。
- 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する。
- リサイクルセンター建設を含めて、ごみの分別、集積場所の確保、収集体制を想定した計画を策定し推進を図る。
- 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。



8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

専門機関との連携

- 包括連携協定を締結している日本大学危機管理学部や研究機関と平時から連携をし、専門家の知見を踏まえ、より良い復興に向けた体制の構築を推進する。



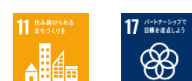
関係機関との災害対応訓練の実施

- 災害時、被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関とともに災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。



人的支援の受入れ体制の整備

- 他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定し、受援力の向上を図る。



8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失



文化財の防災対策

- 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する。
- 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする。

8-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響



風評被害への情報発信

- 災害発生等による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報発信手段の確保に努める。



計画目標と推進に向けた関係府省庁による支援策

計画目標を推進するため、関係府省庁による支援策を活用し、大規模災害が発生しても機能不全に陥らない迅速な復旧、復興が可能なまちづくりに努めるものとする。

なお、重複する推進方針については「別紙 脆弱性評価結果」を参照のこと。

計画目標（実施事業）		関係府省庁による支援策
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 他	富里市校舎等改修改築環境改善計画	学校施設環境改善交付金
	市道 01-006 号線道路改良事業	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
	市道 01-007 号線道路改良事業	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
	消防防災施設強化事業を活用し、継続的に装備・施設の更新や新規導入を計画	消防防災施設整備費補助金
	消防防災施設整備費を活用し、計画を推進	消防防災施設整備費補助金
	住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、富里市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物等の耐震化・安全化を推進	防災・安全交付金
	七栄北新木戸土地区画整理事業	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 他	都市計画道路 3・4・20 号成田七栄線ほか 1 路線	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
	富里市消防計画で規定している年数に鑑みて順次車両更新を実施	緊急消防援助隊設備整備費補助金
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 他	年間査察計画に基づき、立入検査を実施し防火体制を強化	今後の関係府省庁による支援策を注視
	市道 01-006 号線流末排水調整池整備事業	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	市道 1-0247 号線ほか 7 路線排水整備事業	社会資本整備総合交付金のうち道路事業／道路事業費補助
	大規模盛土造成地マップ公表後、二次スクリーニング計画を策定。二次スクリーニング結果により必要とされた箇所に対策工事を実施	社会資本整備総合交付金のうち防災・安全交付金



計画目標（実施事業）		関係府省庁による支援策
1-a 避難路における通行不能	交通安全施設整備	防災・安全交付金
	富里市橋りょう長寿命化修繕計画	防災・安全交付金
	富里市橋りょう定期点検実施	防災・安全交付金
	富里市舗装修繕計画	防災・安全交付金
	道路照明灯 LED 化	防災・安全交付金
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急活動を担う職員に対する研修及び資機材等の更新整備を計画的に実施	今後の関係府省庁による支援策を注視
	消防業務に必要な消防体制を維持するため、新たに必要となる資機材の整備、現在保有する資機材の更新・整備を計画的に実施	今後の関係府省庁による支援策を注視
3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	令和2年度、消防本部・消防署庁舎施設更新計画を作成	今後の関係府省庁による支援策を注視
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	消防活動上必要不可欠な通信機器の継続的、安定的な運用を図る。また、それを可能にする保守、更新等を計画的に実施	今後の関係府省庁による支援策を注視
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	暫定井の許可期間（令和8年4月まで）までに、防災用井戸として防災計画等に位置付けし、送水管を耐震管とする更新計画を作成	今後の関係府省庁による支援策を注視
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	富里市循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	消防の訓練塔を整備し、人材の育成及び能力の向上を図る	今後の関係府省庁による支援策を注視
	災害時、火災の延焼拡大防止や倒壊道路閉塞の危険性を防止するため、総合的に、空き家の適正管理を推進	住宅市街地総合整備促進事業費補助／今後の関係府省庁による支援策を注視
7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	有害鳥獣被害防止対策事業	鳥獣被害防止総合対策交付金
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理を前提としたリサイクルセンター建設を含めた計画の検討	今後の関係府省庁による支援策を注視

※関係府省庁による支援策は、令和2年4月1日現在のものを参考としている。



第4章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

31 のプログラムについて、本市が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の観点から、16の重点化すべきプログラムを選定した。

【重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
Ⅱ. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
Ⅳ. 迅速な復旧復興	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態



2 進捗状況の把握

地域計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、プログラムごとに設定した重要業績目標等の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うものとする。



3 計画の見直し

本計画は、国の基本計画の見直し時期等と整合を図るため、おおむね5年ごとに、プログラムの進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しを行う。

また、本計画は、国土強靱化に係る千葉県の他の計画等の指針となるべきものであることから、本市における地域防災計画など、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

4 関係機関との連携

本計画は、まちづくりをはじめ、教育、情報、福祉などが関連する計画となる。

したがって、計画の推進においては、国・県を含む関連省庁等と密接な連絡・調整を図り、本市の体制として一貫性のある施策の推進に努めるものとする。

5 市民・企業との協議

本計画を着実に推進していくためには、市民や地域、企業、ボランティア団体など積極的な参加が望まれる。

本市では、自主的な参加や行動を支援し、そのために必要な情報の提供に努めるなど、行政との連携を強化することで計画の推進が図られるように努めるものとする。





富里市国土強靱化地域計画

令和4年4月：改訂

令和3年2月：策定

編集発行 富里市総務部防災課

監 修 日本大学危機管理学部

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1

Tel: 0476-93-1114 Fax: 0476-93-9954

e-mail: bousai@city.tomisato.lg.jp